

森林整備保全事業における現場環境改善費の積算要領

1 目的

本要領は、森林整備保全事業の円滑な執行を図るべく、地域との連携の下に行う土木請負工事の現場環境改善費の算定について、必要な事項を定めることにより、当該工事の適正な積算に資することを目的とする。

2 対象となる現場環境改善費

別表のとおり

3 適用の範囲

周辺住民の生活環境への配慮、一般住民への建設事業の広報活動及び現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、原則、全ての屋外工事を対象とする。

ただし、維持工事で現場環境改善の実施が困難なもの及び効果が期待できない工事については、対象外とすることができる。

4 積算方法

「森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて」の積算方法に基づき行う。

(1) 基本的な考え方

ア 現場環境改善に要する費用は、原則として当初設計から計上するものとする。

また、標準的な実施内容を契約図書に明示するものとする。

イ 標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な現場環境改善を行う場合は積上げ計上するものとする。

(2) 積算方法

ア 算出方法は以下のとおりとする。

算出式 $K = i \cdot P_i + \alpha$

ただし、 K ：現場環境改善費（単位：円、1,000 円未満切り捨て）

i ：現場環境改善費率（単位：%、小数第 3 位四捨五入 2 位止め）

P_i ：対象額（直接工事費「処分費等を除く」＋支給品費
＋無償貸付機械等評価額）

α ：積上げ計上分（単位：円、1,000 円未満切り捨て）

※現場環境改善費率については、「森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて」の表を参照すること

イ 率に計上されるものは、別表の実施する内容のうち、原則として、各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに 1 内容ずつの合計 4 つの内容を基本とした費用である。

また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組合せ及び実施内容を変更してもよい。

ウ 積上げ計上分（ α ）に計上されるものは、現場環境改善費率で計上することが適当でないと判断されるものとし、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積上げ計上を行うものとする。

なお、熱中症対策・防寒対策を積上げ計上する場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の 100%を上限とする。

また、維持工事で現場環境改善の実施が困難なもの及び効果が期待できないものとして率分での計上を対象外とした工事であっても、熱中症対策・防寒対策が必要な場合は、積上げ計上することができるものとする。

エ 現場環境改善費率は現場環境改善費の各費目を 1 本化した全体での率である。

オ 現場環境改善に関する費用の対象額は 5 億円を限度とする。

カ 熱中症対策・防寒対策に関する施設や設備について、リース品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分のリース費用を計上し、購入品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分の減価償却費を計上する。

なお、施設・設備の種類や規模及び設置期間については、受発注者協議の上、決定するものとする。

5 設計変更について

条件明示（積上げ計上分）がなされているもので、内容に変更が生じた場合は発注者と協議するものとする。

【別表】

計上費目	実施する内容(率計上分)
仮設備関係	昇降設備の充実 環境対策の充実 I C T設備の充実 作業負荷の低減
営繕関係	現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 労働者宿舍の充実 現場休憩所の充実（交通誘導警備員待機室を含む） 衛生設備・厚生施設の充実等 現場事務所等への木材利用
安全関係	工事標識・照明等安全施設の充実 盗難防止対策 健康関連施設の充実 野生生物・害虫対策等
地域連携	広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、P R看板等） 見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・運営管理等含む） 社会貢献・地域対策費（地域行事等の経費を含む） 現場景観向上（美装化・デザイン看板等）

※現場事務所等への木材利用の取扱い

- （１）工事施工箇所の地域材を使用した場合は、営繕関係のほか、地域連携の実施する内容（率計上分）の「社会貢献」として実施したことを認める。
- （２）対象は以下のとおりとし、構造・仕様は問わない。
 - ①壁、柱、梁、桁、小屋組み、天井、床等の全部又は一部に木材を使用している現場事務所。ただし、内壁、天井、床に合板を使用したプレハブ現場事務所は含まない。
 - ②現場事務所（プレハブ現場事務所を含む）の壁面保護や目隠しとして、現場事務所の正面１面以上に設置する木製パネル（既製品を含む）。
- （３）使用する木材は、合法性・持続性の証明された木材を原則使用するものとし、確認方法は以下のとおりとする。
 - ①受注者が材木業者等から資材を購入する際に合法木材である販売管理票等の合法性・持続性の証明が確認できる証明書を発行してもらい、それにより確認を行う。
 - ②既製品の木製のコンテナハウス等を使用する場合は合法性・持続性を証明した木材を使用して製作されたことを証明できる書面で確認ができた場合に認める。
 - ③現場での支障木等を活用する場合は、監督員が確認し、使用承認をすることで、同様の扱いとする。

6 特記仕様書等への記載について

次の記載例を参考として記載する。

(特記仕様書記載例)

その他

○ 現場環境改善費

- (1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上費目のそれぞれから1内容ずつ選択し合計4つの内容を実施することとする。

ただし、地域の状況・工事内容により組合せ及び実施内容を変更してもよい。詳細については、監督員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

- (2) 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に記載して監督員に提出するものとする。

- (3) 現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率での計上ではなく、対策の妥当性を確認の上、積上げ計上を行うものとする。

なお、積上げ計上する場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率で計上される額の100%を上限とする。

また、維持工事で現場環境改善の実施が困難なもの及び効果が期待できないものとして率分での計上を対象外とした工事であっても、熱中症対策・防寒対策が必要な場合は、積上げ計上することができるものとする。

- (4) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を内容ごとに監督員に提出するものとする。

計上費目	実施する内容(率計上分)
仮設備関係	①昇降設備の充実 ②環境対策の充実 ③ICT設備の充実 ④作業負荷の低減
営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働者宿舎の充実 ③現場休憩所の充実（交通誘導警備員待機室を含む） ④衛生設備・厚生施設の充実等 ⑤現場事務所等への木材利用
安全関係	①工事標識・照明等安全施設の充実 ②盗難防止対策 ③健康関連施設の充実 ④野生生物・害虫対策等
地域連携	①広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等） ②見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・運営管理等含む） ③社会貢献・地域対策費（地域行事等の経費を含む） ④現場景観向上（美装化・デザイン看板等）

※現場事務所等への木材利用の取扱い

- (1) 工事施工箇所の地域材を使用した場合は、営繕関係のほか、地域連携の実施する内容（率計上分）の「社会貢献」として実施したことを認める。
- (2) 対象は以下のとおりとし、構造・仕様は問わない。
 - ①壁、柱、梁、桁、小屋組み、天井、床等の全部又は一部に木材を使用している現場事務所。ただし、内壁、天井、床に合板を使用したプレハブ現場事務所は含まない。
 - ②現場事務所（プレハブ現場事務所を含む）の壁面保護や目隠しとして、現場事務所の正面1面以上に設置する木製パネル（既製品を含む）。
- (3) 使用する木材は、合法性・持続性の証明された木材を原則使用するものとし、確認方法は以下のとおりとする。
 - ①受注者が材木業者等から資材を購入する際に合法木材である販売管理票等の合法性・持続性の証明が確認できる証明書を発行してもらい、それにより確認を行う。
 - ②既製品の木製のコンテナハウス等を使用する場合は合法性・持続性を証明した木材を使用して製作されたことを証明できる書面で確認ができた場合に認める。
 - ③現場での支障木等を活用する場合は、監督員が確認し、使用承認をすることで、同様の扱いとする。

※参考 HP：「森林整備保全事業における現場環境改善費の積算要領」